

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について

趣旨

・低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充するもの。

概要

- ・市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化
- ・年収360万円未満のひとり親世帯等について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減
- ・1号認定子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の保育料を軽減

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。

※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度(負担軽減の拡充) 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)	3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)	6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額表の半額)	6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円	(同左)	14,100円
	第2子 8,050円		7,050円

保育料比較

保育認定子ども

単位:円/月

階層区分	区分	国		柏市					
		3歳未満	3歳以上	0～2歳		3歳		4・5歳	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
② 市民税非課税	第2子	4500 → 0	3000 → 0	750→0	730→0	500→0	490→0	500→0	490→0
③-1 市民税均等割のみ	ひとり親世帯・在宅障害児(者)	(標準)9,250 (短)9,150 ↓ 9,000	(標準)7,750 (短)7,650 ↓ 6,000	2,950	2,890	2,350	2,310	2,350	2,310
③-2 所得割5,000円未満				3,850	3,780	3,050	2,990	3,050	2,990
③-3 所得割5,000～18,599円				4,750	4,660	3,750	3,680	3,750	3,680
③-4 所得割 18,600～33,599円				5,650	5,550	4,450	4,370	4,450	4,370
③-5 所得割 33,600円～48,599円				6,550	6,435	5,150	5,060	5,150	5,060
④-1 所得割48,600～56,999円		(標準)15,000 (短)14,800 ↓ 9,000	(標準)13,500 (短)13,300 ↓ 6000	8,200	8,060	6,200→6,000	6,090→6,000	6,050→6,000	5,940
④-2 所得割57,000～66,999円				9,850→9,000	9,680→9,000	7,250→6,000	7,120→6,000	6,950→6,000	6,830→6,000
④-3 所得割67,000～76,999円				11,500→9,000	11,300→9,000	8,300→6,000	8,150→6,000	7,850→6,000	7,710→6,000
④-4のうち 所得割77,000～77,100円				13,150→9,000	12,920→9,000	9,350→6,000	9,190→6,000	8,750→6,000	8,600→6,000

教育認定子ども

単位:円/月

階層区分	区分	国	柏市	
			3歳	4・5歳
②-1 市民税非課税	第2子	1,500 ↓ 0	450→0	450→0
②-2 市民税均等割のみ			650→0	650→0
③-1 市民税所得割19,000円未満	ひとり親世帯・在宅障害児(者)	7,550 ↓ 3000	3,000	3,000
③-2 所得割19,000～37,999円			4,000→3,000	4,000→3,000
③-3 所得割38,000～56,999円			4,950→3,000	4,850→3,000
③-4 所得割57,000～77,100円			5,900→3,000	5,700→3,000

※ 軽減措置は、保育認定子どもの④-4階層のうち市民税所得割額77,100円まで

※ 年齢は、保育年齢を記載している。